



## トピックス…①

# 補給金制度改革をめぐり与党との緊急意見交換会を開催

全国農業協同組合中央会は2月9日、砂防会館（東京都千代田区）において、「酪農制度改革に関する与党との緊急意見交換会」を開催した。意見交換会は、加工原料乳生産者補給金制度の見直し議論に生産現場の意見を反映させるため、与党の国会議員を招き急遽開催され、全国から酪農家など酪農関係者約200名が参加した。

### 補給金交付対象者の拡大等

昨年11月に閣議決定された農業競争力強化プログラムにおいて、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革」が取りまとめられた。そのなかでは、指定団体が今後とも適切に機能を発揮することが極めて重要であるとした上で、加工原料乳生産者補給金を現行の指定団体のみに交付する仕組みから交付対象者を拡大することが決まっている。

拡大後の交付対象者（以下、「対象事業者」という）とは、①生乳受託販売（委託を受けた生乳の販売等）または生乳買取販売（買い取った生乳の販売等）の事業を行う者、②自ら生産した生乳を乳業者に対し自ら販売する者、③自ら生産した生乳を加工して自ら販売を行う者、としている。

また政府は、現行の補給金制度に関する内容を「畜産経営の安定に関する法律」（以下、「畜安法」という）に盛り込み、恒久的な制度とした上で、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」を廃止する方向での検討を進めている。

### 意見交換会での論点

このたびの酪農制度改革の中で酪農関係者が強い関心をもち、意見交換会で議論の焦点となったのは、補給金制度改革に関する基本的な諸問題であった。具体的には、①補給金の交付に際して、飲用向け生乳と乳製品向け生乳の需給調整の実効性が担保できる「年間の販売計画の仕組み」、②生乳生産者が不公平感を感じないよう、また場当たりの利用を認めない「部分委託のルール」、③条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳され、不利な生産条件を補える「条件不利地域に係るルール」を、どのように畜安法に盛り込むかである。

主催者挨拶で全国農業協同組合中央会（以下、「全中」という）の奥野長衛会長は、「(新たな) 畜安法案の骨子は決まっていないものの、3月10日までに閣議決定しな

ければ今国会には提出できない。8本の法改正の中で、非常にタイトなスケジュールであるが、日本酪農が安定的に発展できるような制度にしてほしい」と要望を述べた。また、情勢説明で全中の飛田稔章畜産・酪農対策委員会酪農委員長は、「指定団体が引き続き機能を発揮するためには、しっかりとした制度的位置付けと全量無条件委託原則の維持が不可欠であり、無秩序な部分委託(場当たりの利用)はありえない」と述べた。

生産現場を代表して意見を述べた、北海道農協青年部協議会の安達永補副会長は、「国内市場が混乱しては、国際化への対応も困難である。都府県の酪農家が飲用需要を、北海道の酪農家が加工需要を満たす。こうした全体としての取組が必要である」と需給安定の重要性を強調した。また、関東生乳販売農業協同組合連合会の菊池一郎会長は、「対象事業者が(需給調整など)やるべきことを実施するのであれば、補給金の交付対象者を拡大しても問題はない。しかし、部分委託の議論は落とすところが難しい。(需給緩和時においても自由な販売先の選択による)部分的な売り抜けを防止し、不公平感が生じることのないようなルールが必要である。それがなければ、(飲用向け生乳市場で無秩序な競争が生じ)需給・価格が混乱するだろう」と、部分委託をめぐる課題を明らかにした。

これに対して、自由民主党農林・食料戦略調査会の西川公也会長は、「今の指定団体は守り抜く」との決意を表明した上で、「全量無条件委託が通るなら、こんな楽なことはない。部分委託のルールをどうするかが非常に難しい問題である」と、党内での意見調整が難航している実態を披歴した。また、同党畜産・酪農対策小委員会の坂本哲志委員長は、「(委託しない)部分が大きいと需給調整が困難になる。これを小さく抑えることが重要だ。そのため、(補給金の交付要件である)年間販売計画の内容などを工夫したい」と、需給の混乱を防止する部分委託ルールの構築のため全力を挙げることを強調した。